

○合志市総合健康センター「ユーパレス弁天」 条例

平成18年2月27日

条例第139号

(設置)

第1条 市民のふれあいと福祉の向上、生涯学習の推進並びに産業の活性化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、合志市総合健康センター「ユーパレス弁天」（以下「健康センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 健康センターの位置は、次のとおりとする。

位置 合志市野々島2441番地1

(事業)

第3条 健康センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民のふれあいと健康の維持及び増進に関する事業
- (2) 市民の生涯学習及び文化交流に関する事業
- (3) 市の産業の振興及び活性化に関する事業
- (4) その他健康センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(休館日)

第4条 健康センターの休館日は、毎月第2及び第4木曜日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日である場合は、翌日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第5条 健康センターの開館時間は、午前10時から午後11時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、開館時間を変更することができる。

(使用)

第6条 市民及び市外者は、健康センターを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は使用することができない。

- (1) 感染症疾患を有する者
- (2) 疾病又は負傷のため入院治療の必要な者
- (3) 市長が不適当と認めた者

2 市長は、健康センターを使用する者（以下「使用者」という。）のうち前項各号のいずれかに該当する者を確認したときは、当該使用者の使用を中止させることができる。

（使用の制限）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、使用を制限、若しくは、入場を拒絶し、又は退場させることができる。この場合において、使用を制限、若しくは、入場を拒絶し、又は退場させられた者に損害が生じて、市は、その責めを負わない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物又は附属設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められるとき。
- (4) ペット類（盲導犬を除く。）を連行するとき。
- (5) 暴力団関係者や入れ墨を入れているとき。
- (6) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (7) その他管理上支障があると認められるとき。

（遵守事項及び市長の指示）

第8条 市長は、使用者の遵守事項を定め、健康センターの管理上必要があるときは、その使用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

（指定管理者による管理）

第9条 健康センターの管理は、法第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により健康センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条から前条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。ただし、第4条及び第5条に規定する休館日と開館時間の変更等を行う場合は、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

3 市長は、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされた同法の規定による改正前の法第244条の2第3項の規定により、健康センターの管理については、市が出資している法人に委託することができる。

（指定管理者の業務）

第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務

(2) 健康センターの使用に関する業務

(3) 健康センターの施設及び設備の維持及び修繕に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が健康センターの管理上必要と認める業務
(使用料の納付)

第11条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料の額は、別表に定める範囲内で市長が定めるものとする。

3 第1項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りではない。

4 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(利用料金)

第12条 市長は、第11条第1項の規定にかかわらず、健康センターの管理を指定管理者に行わせる場合には、当該指定管理者に健康センターの施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

2 前項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合は、別表中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

3 利用料金の額は、別表に定める範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

4 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(原状回復義務)

第13条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった健康センターの施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第14条 故意又は過失により建物及び設備等を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が、特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年2月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の西合志町総合ふれあい健康センターの設置及び管理に関する条例（平成13年西合志町条例第12号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までに使用の許可を受けた施設等に係る利用料金は、なお合併前の条例の例による。

附 則（令和4年3月2日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第11条、第12条関係）

1 基本使用料

区分		金額（消費税及び地方消費税込み）
温泉	大人	400円以上600円以下
	小人	200円以上400円以下
身障者風呂・家族風呂 50分		1,000円以上1,500円以下
温水プール	大人	500円以上800円以下
	小人	300円以上600円以下
トレーニング室 大人 2時間		300円以上500円以下
軽運動室 2時間		300円以上500円以下
小研修室（1部屋） 1時間		500円以上3,000円以下
大研修室（占有する場合） 1時間		1,000円以上5,000円以下
体験工房室		200円以上5,000円以下

2 組合せ使用料

区分		金額（消費税及び地方消費税込み）
温泉、温水プール、トレーニング室、	大人	500円以上1,600円以下
軽運動室及び体験工房室のうち2施設及び3施設の利用をする場合	小人	300円以上900円以下

3 使用回数券

区分				金額（消費税及び地方消費税込み）
綴り回数券	温泉	大人	11回	6,000円以下
		小人	11回	4,000円以下
	温水プール	大人	11回	8,000円以下
		小人	11回	6,000円以下
	トレーニング室	大人	11回	5,000円以下
カード利用券	温泉	一般券	24回	10,000円以下
		家族券	24回	25,000円以下
	温水プール	大人	24回	12,500円以下
		小人	24回	7,500円以下
	トレーニング室	大人	24回	7,500円以下

4 団体割引

区分	割引料金
温泉	20人以上（大人、小人を含む。）での同時使用について基本料金の合計金額の10分の1以下の金額
温水プール	

5 備考

- (1) 「大人」とは、満16歳以上（高校生以上）の者とする。
- (2) 「小人」とは、満3歳以上16歳未満（中学生以下）の者とする。